

## 道祖本保育所三者協議会（第1回）会議録

### 1 日 時

平成26年10月11日（土） 午前9時00分から

### 2 場 所

道祖本保育所

### 3 出席者

- ・ 道祖本保育所保護者 26人
- ・ 社会福祉法人 とよかわ福祉会  
理事長 他4名
- ・ 保育幼稚園課  
中井課長・小西参事・北川所長

### 4 案件

- (1) 移管先法人への引き継ぎに係る情報提供（同意書の提出）について
- (2) 三者協議会について
- (3) 道祖本保育所の名称について
- (4) 社会福祉法人とよかわ福祉会の保育理念等について
- (5) その他

### 5 発言要旨

（市） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しい中、三者協議会にご参加いただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速ではございますけれども、これより第1回の道祖本保育所の三者協議を開催させていただきたいと思っております。

三者協議の開催に先立ちまして、改めて、自己紹介をさせていただきたいと思っております。

市と法人は、全ての出席者の自己紹介をさせていただきたいと思っております。

- ( 市 ) 保育幼稚園課長の中井といいます。よろしくお願いいたします。
- ( 市 ) 保育幼稚園課で民営化を担当させていただいております小西です。  
よろしくお願いいたします。
- ( 市 ) おはようございます。保育幼稚園課副主幹で、ただいま保育園下  
穂積キッズの引き継ぎをしております北川と申します。  
よろしくお願いいたします。
- ( 市 ) それでは、法人さんの自己紹介をお願いいたします。
- ( 法 人 ) 社会福祉法人とよかわ福祉会理事長の井戸木といいます。  
よろしくお願いいたします。
- ( 法 人 ) 保育士の〇〇〇です。  
どうぞ、よろしくお願いいたします。
- ( 法 人 ) 同じく、保育士の〇〇〇です。  
よろしくお願いいたします。
- ( 法 人 ) とよかわ福祉会、事務局の〇〇と申します。  
よろしくお願いいたします。
- ( 法 人 ) 同じく、事務局の〇〇と申します。  
よろしくお願いいたします。
- ( 市 ) ありがとうございます。  
それでは、三者協議会を進めるにあたりまして、司会進行、いわ  
ゆる議長役が必要でございます。  
これまでは、当時の課長が、議長として進行役を務めさせていた  
だいておりますので、今回も保育幼稚園課長が三者協議会の議長役  
を務めさせていただくということでよろしいでしょうか。
- ( 保護者 ) 異議なし。
- ( 市 ) ありがとうございます。  
それでは、議事進行につきましては、中井保育幼稚園課長にお願  
いします。よろしくお願いいたします。
- ( 市 ) それでは、ご承認いただきましたので、議事進行を務めさせてい  
ただきます。着席させていただいて、進めさせていただきます。  
まず、本日の会議ですけれども、お手元にお配りしております  
会議次第に沿って進めさせていただきます。  
まず、案件「1 移管先法人への引き継ぎに係る情報提供（同意  
書の提出）」でございます。  
この案件は、市からご提案させていただいておりますので、担当  
からご説明をさせていただきたいというふうに思います。
- ( 市 ) それでは座らせていただき、同意書についてのご説明をさせてい

たきます。

保育所では、入所している子どもたちに関しまして、保育の実施に必要な色々な情報を持っております。

具体的には、お手元に配付しております、情報提供についてのお願ひ文の引き継ぎ書類に記載しておりますとおり、保育に関すること、また、保健に関すること、健康に関することなどの書類がございます。

個人の情報に関しましては、茨木市の個人情報保護条例に規定されておりました、本人の同意があるときは、外部提供ができるということになっています。

したがって、今回、保護者の皆さまから同意をいただきまして、円滑に保育の引き継ぎを行うために、とよかわ福祉会に情報提供することの同意をお願いするものでございます。

また、引き継ぎ書類につきましては、道祖本保育所が児童を保育するにあたって、必要と思われる情報を保護者の皆さまから、既にいただいている情報もでございます。

保護者の皆さまからいただいた児童の情報については、このようなものだというのを、お見せすることは可能でございますけれども、保育所内において、その児童の保育の実施に必要な書類を作成したものであるについては、保護者の方が見せていただきたいということになりますと、原則、条例に基づいた情報開示の手続きというのが必要になってきます。

例えば、何も記載していない様式をお見せして、どういう内容を記載しているかというようなことを口頭でご説明させていただくことはできますけれども、例えば、原本のコピーでありますとか、現物そのものを見たいということになりましたら、恐れ入りますけれども、申請書を人権男女共生課に提出をしていただくこととなりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、個人情報につきましては、慎重に取り扱いたしますので、ご理解・ご協力いただき、同意書を提出していただきますよう、よろしくお願ひいたします。

同意書の提出依頼につきましては、中津保育所の三者協議会を25日に予定しております。

その後、月曜日ぐらいに、皆さまに、全戸配布をさせていただいて同意書のお願い、依頼をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

説明としては以上です。

- ( 市 ) ただ今、同意書について、説明させていただきました。  
何か、この件につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(保護者) 特になし。

- ( 市 ) 今、お手元にサンプルと言いますか、見本をお渡し、順番に回していただきますので、また、後ほどでも結構ですので、ご質問がございましたら、ご発言していただいたら結構かと思えます。

それでは、次に進めさせていただきます。

案件「2 道祖本保育所における三者協議会の設置及び運営に関する基準」について、担当からご説明をさせていただきます。

- ( 市 ) それでは、道祖本保育所における三者協議会の設置及び運営に関する基準と題しました資料をお配りしておりますので、そちらをご覧いただきながら、ご説明をさせていただきたいと思えます。

法人さんとの顔合わせのときに、一度、ご説明をさせていただいているのですが、今回、今日が初めてという方もいらっしゃるかも知れませんので、もう一度、すみませんが、最初からご説明させていただきますたいと思えます。よろしくお願ひします。

なお、この基準につきましては、民営化の基本方針でありますとか実施要領、また、これまでの説明会などにおいて、ご説明をさせていただいた内容を基準としてまとめたものでございますので、よろしくお願ひします。

それでは、まず1ページ、「1 三者協議会の設置」でございます。

原則、協定期間の5年間としております。

四角の枠には、民営化基本方針で定めている内容を、参考までに記載させていただいております。

次に、「2 三者協議会の目的」でございますけれども、三者協議会は、移管条件の履行状況や保育内容の継続性を確認するということとしております。

また、法人の管理運営事項を除きまして、保育内容を変更・充実する場合は、三者協議会で協議するとともに、それぞれ適切な役割分担のもと、問題の改善に努めることとしております。

次に、「3 三者協議会の開催」についてでございます。

道祖本保育所における三者協議会につきましては、原則、毎月第4土曜日の午前9時から午前10時30分としておまして、この間、

三者協議会に参加する保護者のお子さんを保育室で保育するということを定めております。

次に、「4 保育内容の継続性」につきましては、合同保育を通じて、適切な引き継ぎを行うとともに、引き継ぎ保育を通じて、より確実な引き継ぎを行うということを定めております。

また、保育の継続性についての考え方といたしまして、これまでからご説明しているとおりでございますけれども、保育内容を変更しないということではないということをお記させていただいております。

次に、「5 保育内容の充実」につきましては、地域で求められる保育ニーズを十分に把握して柔軟に対応することとしています。

ただし、これまでの保護者の皆さまのご意見等を踏まえ、基本的に、協定期間中には、新たな費用負担がないように配慮するとともに、少数派の児童が現状の保育を維持できない可能性がある場合は、保育内容を変更しないということにしております。

しかしながら、子どもたちにとって良いと考えられる保育については、費用が発生するもの、発生しないものも考えられますことから、保護者の皆さまと十分に協議し、課題等についての改善策が講じられるのであれば、保護者の皆さまのご理解をいただいた上で、実施してもよいのではないかなというふうに考えております。

なお、延長保育などの保護者の皆さまの選択によって提供される保育サービスに係る費用負担、例えば、保護者の就労状況によって延長保育を午後8時までと、仮にした場合ですけれども、それを利用される場合など、その費用負担については、求めることができるということにしております。

次に、「6 三者の役割」につきましては、総則といたしまして、三者が連携、協力して、問題点の改善策を検討するとともに、段階的な保育内容の充実に向けて協議する場にするということとしております。

三者のそれぞれの役割につきましては、(2)といたしまして、保護者の役割をお記しております。

これは三者協議会における協議事項について、保護者の皆さまのご意見、ご提案などをまとめていただくよう、努めていただくとともに、連携、協力して、問題点の改善を図るということとしております。

それと、(3)には、移管先法人のとよかわ福祉会の役割をお記しております。

これは、関係法令や移管条件を守っていただくことはもちろんのこと

と、保護者ニーズの把握に努めていただいて、保育内容の充実を図っていただくこと、また、連携、協力して問題点の改善を図ること、さらには、保育環境の変化については、できるだけ早期に三者協議において協議して、説明責任を果たすこととしております。

(4)には、市の役割を明記しております。

これは、三者協議会の円滑な運営に最大限努力するとともに、三者との連絡調整、会議の進行、会議録の作成のほか、連携協力して問題点の改善を図ること、さらには、保護者からの質疑等について、誠実かつ的確に回答をさせていただいて、しっかりと説明責任を果たすこととしております。

次に、「7 協議事項」につきましては、民営化基本方針の実施要領にも定めておりますが、三者協議会における協議事項の範囲を定めています。

これは、法人の管理運営に関する事項、いわゆる法人の人事でありますとか、給食の物資搬入業者などの事業者の選定、さらには、保育室のカーテンや調味料の変更など、保育環境に著しく影響を及ぼすものではない事項は、協議すべきではないということにしております。

ただし、協議事項とはいたしませんけれども、説明責任がなくなる訳ではございませんので、十分に保護者の皆さまにご説明させていただきたいというふうに考えております。

また、協議事項ではございませんけれども、変更した内容が、仮に、子どもたちの保育環境に影響があった場合につきましては、協議の対象として、三者が連携、協力して改善策を検討することとしております。

最後に、その他の留意事項といたしまして、民営化後に入園されることになった児童についての、新たな費用負担などの考え方を整理しております。

また、協定期間終了後の変化を考慮して、できる限り、今後、発生するであろう費用負担について例示し、十分に説明することとしているとともに、保育内容について、保護者負担に配慮をしつつ、徐々に変更していく努力も必要であるということ、明記しております。

さらに、平成27年4月からは、子ども子育て支援の新制度が実施されることとなりますので、法令等の枠組みの中で、認定こども園への移行なども考えられることから、三者協議会において十分に協議の上、三者の合意を得るものとしております。

最後に、三者協議会において協議した案件について、三者の合意が得られた場合は、原則、決定事項として取り扱うことになる旨を定めております。

以上が三者協議会の設置及び運営基準の内容でございます。

(市) ただ今、道祖本保育所における三者協議会の設置及び運営に関する基準について説明がございました。

この基準につきましては、民営化基本指針及び実施要領、また、これまでの説明会などにおいて、ご説明をさせていただいたものをまとめたものでございます。

何か、ご質問、ご意見等、ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(保護者) 特になし。

(市) それでは、原則、この基準に基づきまして、三者協議会を、これから運営させていただきたいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、案件「3 道祖本保育所の名称について」ということでございます。

保育所の名称につきましては、平成27年4月1日から、社会福祉法人とよかわ福祉会の保育園として運営がスタートすることになります。

これに伴いまして、市立道祖本保育所から名称を変更する必要があるございますので、そのご報告を、この場でさせていただきたいというふうに思っております。

保育所の名称につきましては、法人から、ご提案がございまして、まず、ご報告を聞いていただいてから、ご意見、ご質問を賜りたいというふうに思います。

それでは、よろしく申し上げます。

(法人) 道祖本保育園として、また、道祖本をひらがなにさせていただいたらどうかというふうに思っております。よろしく申し上げます。

(市) ただ今、理事長から道祖本保育園とし、道祖本はひらがなでという、ご提案ございました。

この件につきまして、何か、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(保護者) 特になし。

(市) それでは、「社会福祉法人 とよかわ福祉会 さいのもと保育園」ということで、決定をさせていただきたいというふうに思います。

( 市 ) 保育園の名称につきましては、保護者の皆さまに、こういうふう  
に決まりましたということで、ここにおられない方もいらっしゃる  
しますので、市から通知、周知をさせていただきたいと思しますので、  
よろしくお願いします。

( 市 ) それでは、次の案件に進めさせていただきたいと思います。

案件「4 社会福祉法人とよかわ福祉会の保育理念等について」で  
ございます。

この件につきましては、理事長から、ご説明をしていただきたい  
と思しますので、よろしくお願いします。

(法 人) 移管先法人が選定されるにあたりまして、選考委員会に提出をい  
たしました書類の中に、保育所運営に対する考え方を記入する項目  
がございます。

そのこのところを、先日の保護者の皆さま方との初顔合わせのとき  
にも説明をさせていただきましたが、改めまして、同じことございま  
すけれども、ご説明させていただきたいと思います。

まず、何よりも安全を心がけ、子どもたちや保護者の皆さまに安  
心して利用いただける保育所であることを基本にしつつ、一人一人  
の子供の能力が未来に向かって伸び伸びと広がっていく、保育所運  
営を目指します。

また、緑豊かな自然に囲まれた地域特性を生かした保育所運営に  
なるよう心がけます。

そのために大事なものは、保護者の皆さまとの日常、普段の意思疎  
通であり、それを行えるように、保育士が余裕を持って働ける労働  
環境の整備に努めます。

また、一方で運営が永続できるよう、経営とのバランスを考慮し  
ます。

私自身、道祖本保育所が立地する地元で生まれ、地元で育った者  
として、道祖本保育所に対し、少なからず愛着を感じています。

私自身の子どもも、道祖本保育所に通所いたしました。

当時、私も保護者会の様々な活動に参画し、過去の経緯や現状の課  
題などについても、ある程度、承知しているつもりです。

そのようなことを踏まえ、かつ、時代が移り、地域事情が変化し  
ていることも認識の上、地域に愛される保育所運営を目指します。

ということを提出しておりますので、改めて、この考え方に基  
きまして、この保育所を運営をしていきたいというふうに思っており  
ます。



なお、とよかわ福祉会といたしまして、12年運営をしてきておりますけれども、やはり理念、経営方針というのがございます。

今日、ここで、改めて、説明しませんけれども、保育所運営に関わるのは、今回が、初めてでございます。

今まで掲げてきておりました理念、経営方針には、障害者施設、高齢者施設を運営しておりますので、どう見ても、やっぱり障害者施設、高齢者施設に焦点をあてた理念になっております。

これは皆さん方とは、直接関係ありませんけれども、職員に、その考え方、理念を徹底するためにも、今までのとよかわ福祉会としての理念は見直して、保育所事業を運営する社会福祉法人として、相応しい理念につくり変えていきたいというふうに思っておりますので、付け加えて説明をさせていただきました。

よろしく願いいたします。

(市) ありがとうございます。

ただ今、とよかわ福祉会の保育理念等について、ご説明がございました。

この件につきまして、何か、ご意見、ご質問等は、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(保護者) 特になし。

(市) それでは、次に進めさせていただきます。

最後になります。「その他」といたしまして、合同保育の実施について、市からご説明をさせていただきたいと思っておりますので、お時間をいただきたいというふうに思います。

(市) それでは、合同保育についてご説明をさせていただきます。

こちらの「合同保育（平成27年1月から3月）の実施について」という資料をご覧ください。

「1 実施基準」につきましては、これまでご説明させていただいた民営化の基本方針、それと実施要領において、市が定める実施基準、もしくは、それ以上の基準、どちらかを法人に選択していただくということとしておりますので、その内容を記載しております。

「2 移管先法人（とよかわ福祉会）からの提案内容」につきましては、法人から応募をいただいた際に、応募資料の合同保育の実施において、法人からご提案いただいた内容を記載させていただいております。

裏面を見ていただきまして、「3 合同保育の実施」につきましては、とよかわ福祉会からのご提案を踏まえ、平成27年1月から実施

していただく合同保育の実施基準を記載しています。

その結果、合同保育の実施にあたりましては、とよかわ福祉会からご提案していただいた内容の方が、市が示す基準より充実をしていただいておりますので、その内容に基づいて実施していただくということとしております。

まず、その内容といたしまして、「(1)の実施手法」につきましては、所長または主任を含め、原則、保育士6人が合同保育に入り、実践を通じた引き継ぎ保育を行うこととしております。

ただし、既存施設の行事等がありましたら、当該月の実施基準、市が示す実施基準ですが、これを下回らない範囲で派遣できない日でありますとか、保育士数を設定できることとしております。

それと、充実の内容といたしましては、実施日について、できる限り、各実施月の基準に1日を加えて、保育士を派遣していただくという内容です。

具体的には、例えば、1月ですけれども、市の実施基準では、週3日を実施基準としておりますけれども、法人からは、できる限り、その基準に1日を加えて、週4日ということになりますが、できる限り、保育士を派遣していただけるという内容でございます。

ご提案は、1月に、週5日の引き継ぎを実施していただけるという内容でございましたので、できる限り、その内容に沿って実施していただける旨、法人からは、回答をいただいているところでございます。

ただし、3月は、もう既に、週6日という実施基準でございまして、保育士等を派遣していただきますので、実施日については、それ以上の充実というのはできませんので、よろしく願いいたします。

また、保育士数につきましても、できる限り、各実施月の実施基準に1人を加えた増員に努めるということにしております。

さらに、市の実施基準に定めはございませんけれども、栄養士の引き継ぎを実施していただけるという内容になっております。

なお、合同保育の充実内容につきましては、先ほど、ご説明したとおり、既存施設等の行事がありましたら、市の基準を下回らない範囲で設定できるということにしておりますので、ご理解いただきますよう、よろしく願いします。

また、土曜日につきましては、3.5時間というふうに定めておりますことから、午前、午後に分けて、合同保育を実施することになり

ますので、よろしくお願いいいたします。

次に、「(2) 派遣の保育士」につきましては、原則、移管先法人から派遣された保育士について、各歳児の担任として配置していただくようお願いをしております。

また、保育士の自己都合による退職なども考えられるため、派遣していただく保育士については、何人かのローテーションを可能として、保育内容の継続性に配慮することとしております。

次に、「(3) 個人懇談の実施」につきましては、3月の合同保育期間中に、保護者の皆さまが、個人懇談を実施したいとの希望がございましたら、道祖本保育所と調整の上、実施するというようにしております。

これにつきましては、また、2月ぐらいに、保護者の皆さまの希望を踏まえて、調整をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

「(4) その他」でございます。

合同保育の実施中に考えられる事項といたしまして、保育士の体調不良などにより、急遽、派遣できない日があるという旨を記載しております。

また、そのような場合については、事前に把握できる場合は、できる限り、代わりの保育士を派遣するというようにしております。

なお、どの保育士が合同保育に入っているか分かるように、園長先生、主任候補の方を含めまして、基本となる保育士6人、また、ローテーションによって、合同保育に入っている保育士の写真の掲示をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

説明としては、以上でございます。

(市) 合同保育について、説明がございました。

何か、ご質問、ご意見等は、ございますでしょうか。

(保護者) この派遣される保育士は、全て、正規で雇われている方が、来るのですか。

(法人) はい。

(保護者) アルバイトの先生とかは、この間には来ない。

(法人) 来ません。

(保護者) じゃあ、移管されてから、急に、その先生たちは、来るってことですか。

(法人) 本人が、どうしても嫌だといった場合は、無理やり引き止める訳

にはいきませんが、引き続き、やっていただくということになっております。

(保護者) 分かりました。

(保護者) 調理師は、もう決まってらっしゃるのですか、また、栄養士は。

(法人) はい。

(保護者) それは、ベテランの方で、今までも、ご経験がある方ですか。

(法人) はい。保育所ではありませんけれども、栄養士の資格を持っておられまして、長年、栄養士としての仕事をされておられる方です。

(保護者) 以前は、これ言っているのか分かりませんが、他の保育所で、3月の5日間だけの引き継ぎというのは、ちょっと無理があるのではないかっていうことで、2月から、前もって入ってもらっていたという経過があります。

それでも、やっぱり、引き継ぎがうまくいってないということもあたりるので、ちょっと、不安が残るなっているのがありますが、そういう点については、考慮していただいたりとかって、できるのですか。

また、アレルギー食や宗教食への対応が必要でして、ちょっと来て、今まで、ご経験のない方がいきなりってというのは難しいと思います。

(法人) 実は、調理にかかわる職員、2人ですが、内定をさせていただいております、1人は栄養士の資格をお持ちの方です。

もう1人は、実は、ここで長年勤めておられる方が、そのまま引き継ぎをやっていただくということになっておりました、そういった宗教食とか、アレルギー食、それから日々の献立等につきましても、十分、熟知された方が、お一人、確保できております。

日頃から、3月から引き継ぎに加わっていただく方と、その方との情報の交換といったことについても、やっていく予定になっておりますので、個人情報の取り扱いということについては、非常に配慮しながら、引き継げるものについては、引き継いでいきたいというふうに思っております。

(保護者) ありがとうございます。

(市) 他に、何か、ございますでしょうか。

(市) 少し、補足させていただきます。

調理師につきましては、機器等の操作を引き継ぐということで、3月の合同保育の基準に5日と定めているのですが、栄養士については、基準に含まれておりません。

それは、さらに充実ということで、法人からご提案いただい

ますので、よろしく願いいたします。

(市) 他に、何か、今の合同保育の部分で、何かございますでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(保護者) 特になし。

(市) それでは、これまで「その他」も含めまして、5つの案件について、ご説明をさせていただきました。

その5つ、全てでも結構です、何か、思い付いたことがございましたら、ご質問を承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(法人) 質問でも何でもないのでですけど、実は、この道路を上った突き当たりの畑の土地があります。突き当たりのフェンスを張ったところですよ。

先日、ちょっと、小耳に挟んだのですが、何か、開発が行われるということをお聞きしまして、それで、もし、何か、建つようなことがあって、車の往来が、激しくなるようなことに、もし、なるのであれば、今でも登降所時は、非常に混雑されていると思うのですが、支障が出るような内容であるならば、私ども、法人ももちろんですけども、保護者の皆さま方にも、担当部局が違うので、今、どうのこうのではないのですけれども、相談なり、説明があってもいいのかなというふうに、私は、思っております、ちょっと懸念をしております。

今日、三者協議会において、そういうことも、ちゃんと説明してほしいなということを担当部局の方に、議長から連絡していただければ、保護者の皆さまも、そんなの必要ないとおっしゃるのでしたら、私も結構なのですけれども、議題にないことを申し上げまして、申し訳ないのですけど。

(市) 今、法人からご提案いただきました。

実は、保育所に隣接しているということで、担当部局から、こういう開発がありますという、事前協議があるのですが、そのときの書類というのが保育幼稚園課に回ってきています。

実際には、そこに、まだ、予定なのですが、確か、マンションか、ハイツミみたいな、10戸くらいの2階建ての建物だったと思うのですが、そういうのが開発される予定でございます。

その事前協議にあたって、保育幼稚園課からは、ここに保育園がありますので、工事車両とか通る場合については、そういう一定の配慮を、体制をしっかりと整えてくださいというようなお願いと、それと今、待機児童が多い状況ですので、必ず、保育所に入れるというよう

なことはない旨を、事前に、入居者に説明してくださいということ、それと建った後も、保育所がありますので、登降所の際、保護者の方の通行とかの部分で配慮が必要ですよと、入居者の方には説明をしてくださいというようなことで、一定、回答しております。

そこは、市の道路なので、その開発に関して、ここに保育園があるからダメですよと言うようなことは、できないかなというふうに認識しております。

そういうことで、一定、事前協議という形で、そういうのを保育幼稚園課からは、回答しているというのが現状でございます。

今、理事長から、ご説明がということだったので、まず、一度、それは、担当課に、そういう説明があるのかどうか、ちょっと、そのあたりは、確認をさせていただいて、また、今のご要望も踏まえて、担当課に、お伝えをさせていただきたいなというふうに思っております。よろしくお祈いします。

(法 人) ありがとうございます。

( 市 ) 他には、よろしいでしょうか。

(保護者) 特になし。

(法 人) それでは、本日の案件については、終了いたしました。

本日は、長時間にわたりまして、ご協力いただきましてありがとうございます。

三者協議会の目的にもございますけれども、移管条件の履行、それから保育内容の変更、充実に関しまして、確認をしっかりとしていくと、この場でしていくということが目的でございますので、市といたしましても、しっかりと状況を把握いたしまして、この会で、議論していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお祈いします。

また、法人におかれましては、保護者の皆さまのご意向を、十分に踏まえていただきまして、今後の保育内容の引き継ぎ等について、より一層のご協力をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお祈いします。

次回の三者協議会ですけれども、保護者会の役員の皆さまと調整をさせていただきまして、また、改めて、ご案内をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお祈いいたします。

それでは、本日は、これをもちまして、終了させていただきたいというふうに思います。

長時間にわたりまして、本日はありがとうございます。